

WebARENA ハウジングサービス
[WebARENA Symphony サービス]

利 用 規 約

2017.5.25

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

第1章 総則	3
第1条(利用規約の適用)	3
第2条(利用規約の変更)	3
第3条(用語の定義)	3
第4条(サービスの提供場所)	3
第5条(サービスメニューの種類と品目)	3
第6条(サービスの終了)	3
第2章 契約	3
第7条(契約の単位)	3
第8条(契約の種別及び最低利用期間)	3
第9条(サービスの提供条件)	4
第10条(契約申込)	4
第11条(保証金)	4
第12条(契約の成立)	4
第13条(契約内容の変更)	4
第14条(契約事項の変更)	5
第15条(契約者の登録情報等の変更)	5
第16条(契約者の地位の承継)	5
第17条(権利の譲渡等の制限)	5
第18条(契約者が行う利用契約の解除)	5
第19条(当社が行う利用契約の解除)	5
第3章 設備機器等の設置等	6
第20条(設備機器等の設置等)	6
第21条(提供ラック)	6
第22条(設備機器等の接続)	6
第23条(電力の提供)	6
第24条(設備機器等の撤去)	6
第25条(リモート回線)	6
第26条(サーバセンタへの入室)	6
第27条(サーバセンタの環境維持)	6
第28条(ルータの監視)	7
第29条(作業要請の受付)	7
第30条(設備機器等の運用)	7
第4章 契約者の義務	7
第31条(契約者の協力義務)	7
第32条(ルータ管理サービス契約者の専守条件)	7
第33条(利用責任者)	7

第 34 条(電子メールによる応答義務)	7
第 35 条(必要情報の提供)	8
第 36 条(技術基準の維持)	8
第 37 条(禁止行為)	8
第 38 条(契約者の自己負担)	9
第 5 章 提供中止及び提供停止	9
第 39 条(非常事態時の利用の制限)	9
第 40 条(提供中止)	9
第 41 条(提供停止)	9
第 6 章 料金等	9
第 42 条(料金等)	9
第 43 条(料金等の支払義務)	9
第 44 条(料金等の計算方法)	9
第 45 条(料金等の支払方法)	10
第 46 条(違約金)	10
第 47 条(割増金)	10
第 48 条(延滞利息金)	10
第 49 条(割増金等の支払方法)	10
第 50 条(消費税)	10
第 51 条(端数処理)	10
第 52 条(集金代行の委託)	10
第 7 章 損害賠償	10
第 53 条(責任の制限)	10
第 54 条(免責)	11
第 8 章 雑則	11
第 55 条(管轄裁判所)	11
第 56 条(守秘義務)	11
第 57 条(契約者情報の保護)	11
第 58 条(第三者への委託)	11
第 59 条(残存条項)	11
第 60 条(準拠法)	11
第 61 条(技術的条件)	11
第 62 条(インターネットゲートウェイサービス、セキュリティ監視サービス、DDoS 対策サービス)	11
付則	12
別紙 1 サービス種類と品目	13
別紙 2 料金表	20
別紙 3 技術的条件	25

WebARENA ハウジングサービス利用規約

第 1 章 総則

第 1 条(利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、WebARENA ハウジングサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づき、当社とサービス利用契約を締結した者(以下、「契約者」といいます。)に対し、WebARENA ハウジングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は、利用規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

第 2 条(利用規約の変更)

当社は、この利用規約を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 当社は、利用規約の変更にあたり、当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を告知、或いは通知します。但し、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されます。

第 3 条(用語の定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
サーバセンタ	本サービス提供のための当社の施設
IP アドレス	インターネットプロトコルに基づいて定められるアドレス(IPv4 アドレスとIPv6 アドレス)

第 4 条(サービスの提供場所)

本サービスの提供は当社が提供するサーバセンタにて行います。尚、サーバセンタの場所については、別途当社より契約者に提示します。

2 当社は、1ヶ月前に通知することによって、提供するデータセンタ、または提供するラックの設置場所を変更することが出来るものとします。

第 5 条(サービスメニューの種類と品目)

本サービスの種類と品目は、「別紙 1」のとおりとします。

2 当社は、接続サービスとラック提供サービスを併せて提供し、各サービス単独での提供はしません。

3 当社は、基本サービスに付随して、オプションサービスを提供します。

第 6 条(サービスの終了)

当社は、本サービスの一部、又は全部を終了する場合があります。

2 本サービスを終了する場合、終了する3ヶ月前までにその旨を告知、或いは通知します。

3 当社は、契約者に対し3ヶ月前までに前項の通知を行い、サーバセンタを廃止し、契約者に対し提供するサーバセンタを変更する場合があります。この場合、当社は、契約者に対し廃止通知に併せて、新たに提供するサーバセンタを通知します。

第 2 章 契約

第 7 条(契約の単位)

契約者と当社が締結するサービス利用契約は、一つの接続サービスとそれに併せて提供するラック提供サービスを、一つの単位とします。

2 当社は、利用規約の他、必要に応じて特約を定める場合があります。この場合、契約者は利用規約とともに特約を遵守するものとします。

第 8 条(契約の種類及び最低利用期間)

基本サービスの最低利用期間は契約種別により次の各号のとおりとします。但し、接続サービスに Master's ONE(IP-VPN、又は Ether-VPN)の構内接続サービス、データセンタダイレクトサービスを利用の場合、各サービス利用規約に定める最低利用期間と、下記に定める最低利用期間のうち長期となるものを適用します。

(1) 通常契約

最低利用期間が1年間のもの

(2) 短期契約

最低利用期間が1週間のもの

(3) 長期契約

最低利用期間が2年間、或いは3年間のもの

- 2 オプションサービスの最低利用期間は、1ヶ月間とします。但し、ルータ管理サービス、セキュリティ監視サービスおよびDDoS対策サービスの最低利用期間は1年間とします。
- 3 最低利用期間は、第12条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から起算します。

第9条 (サービスの提供条件)

契約者は、接続サービスごとに使用するIPアドレスを当社に申し出るものとし、そのIPアドレスを使用して接続サービスを利用するものとします。

2 契約者は、利用契約が終了後、当社が提供したIPアドレスを利用することはできません。

3 本サービスにて利用するIPアドレス及びドメイン名は、契約者が厳重に管理するものとし、これらの不正利用により、当社、或いは第三者に損害を与えることのないよう、万全の配慮を講じるものとします。又、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとし、IPアドレス、或いはドメイン名等が、第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

第10条 (契約申込)

本サービスの申込希望者(以下、「申込希望者」といいます。)は、当社所定の方法により利用申込を行うものとします。

2 当社は、前項の利用申込みにおいて、申込希望者に対し、契約者確認の為、資料の提出を求める場合があります。

3 申込希望者は、利用時その他当社に提出する資料に個人情報に記載する場合、当社に個人情報を提供することを、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4 当社は、別途定める審査基準に従い、利用申込内容を審査します。審査基準に適合した場合、当社は本サービス利用の申込みを承諾します。

5 申込希望者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第11条 (保証金)

当社は、第10条(契約申込)第4項に定める審査結果により、利用契約の月額料金の3ヶ月分相当額を保証金として、契約者が当社に預け入れることを条件に、申込みを承諾する場合があります。

2 契約者は、前項の承諾通知を受けた場合、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。契約者が、保証金の支払いを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する、債権の回収が困難と判断した場合、直ちに保証金を任意に処分し、その代金を該当契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、直ちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとします。

6 当社は、第4項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

第12条 (契約の成立)

当社が、本サービス利用の申込みを承諾した場合、利用開始日を記載した書面により通知します。利用契約は、この利用開始日に発効します。

2 当社は、本サービスの提供を、原則として申込みを受け付けた順に行います。但し、事情によりその順序を変更する場合があります。

3 当社は、次の各号の場合、申込を承諾しない場合があります。

(1) サービスの申込みをした者が、第41条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当する場合。

(2) サービスの申込みをした者が、過去において第41条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当した場合。

(3) 利用申込時に虚偽の申請を行った場合。

(4) 当社の提供するサービスにおいて、利用規約違反により、提供停止又は契約解除の措置をうけたことがある場合。

(5) 申込希望者の指定した支払い口座が、収納代行会社、又は金融機関等により利用の差し止めが行われている場合。

(6) 設備上の都合または技術的に困難であるなどサービス提供に支障がある場合

(7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障がある場合。

4 当社が、申込みを承諾しない場合、申込者に対しその旨を通知します。

第13条 (契約内容の変更)

契約者が、次の各号の変更を行う場合、当社所定の方式により申込むものとします。

(1) サービス品目、クラスを変更する場合。

(2) ラック提供サービスのラック数が増減する場合。

(3) オプションサービスの申込、変更、解約をする場合。

(4) 当社の提供するサーバセンタの移設をする場合。

2 当社は、前項の申込みを承諾した場合、契約者に対し、その旨を変更日と共に通知します。尚、前項の申込みに関しては、

第 10 条(契約申込)第 2 項乃至第 4 項、第 11 条(保証金)および前条(契約の成立)第 2 項乃至第 4 項を適用します。

3 当社が、申込みを承諾しない場合、契約者に対しその旨を通知します。

4 当社は、契約者が第 1 項第 2 号のラック数減、又は第 3 号のオプションサービスを解約する場合(最低利用期間を経過する前に変更する場合を除きます。)、契約内容の変更は当該申込みがあった日から 1 ヶ月以後に行います。

第 14 条 (契約事項の変更)

契約者が、次の各号の変更を行う場合、当社所定の方式により申請するものとします。

- (1) 第 33 条(利用責任者)に定める利用責任者に関する事項を変更する場合。
 - (2) 料金支払方法を変更する場合。
 - (3) 当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項を変更する場合。
- 2 当社は、前項の申請を承諾した場合、契約者に対し、その旨を変更日と共に通知します。
- 3 当社は、第 1 項の申請があった場合、当社の業務遂行上支障がある場合、当社は申請を承諾しない場合があります。
- 4 当社が、申請を承諾しない場合、契約者に対しその旨を通知します。

第 15 条 (契約者の登録情報等の変更)

契約者は、次の各号に変更があった場合、変更内容をすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 商号及び本店所在地
 - (2) 代表取締役の氏名
- 2 当社は前項の届け出があった場合、その事実を証明する書類の提出を求める場合があります。

第 16 条 (契約者の地位の承継)

契約者は、契約者である法人が合併、会社分割、又は営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合、その旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社は、その通知受領後 1 ヶ月以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 17 条 (権利の譲渡等の制限)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等、利用契約上の権利を当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第 18 条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者が、利用契約を解除する場合、当社に対し契約解除の日の 30 日前までに契約解除の旨、及び契約解除するサービス品目等を当社が定める書面にて通知するものとします。この場合、通知があった日から当該通知において契約解除の日とされた日までの期間が 30 日未満である場合、契約解除の効力は当該通知があった日から 30 日を経過する日に生じるものとします。

第 19 条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次の号に挙げる事由がある場合、契約者になんらの通知をすることなく、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けた場合。
 - (2) 契約者が、振出した手形、又は引受けた手形、小切手が不渡りとなる等の支払停止状態に至った場合。
 - (3) 契約者が、民事再生手続、会社更生手続の開始、破産等の申し立ての対象となった場合。
 - (4) 契約者が、事業を譲渡し、資本の減少、営業の廃止、変更、若しくは合併によらない解散の決議をした場合。
 - (5) 第 41 条(提供停止)第 1 項に基づき、当社が本サービスの提供を停止した場合、又は停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合。
 - (6) 第 41 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。
 - (7) 契約者が、当社の提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除された場合。
 - (8) 契約者の都合により、利用契約の成立日から 30 日以上契約者のルータ、或いはサーバを当社のルータ等の機器に接続しない場合。
- 2 前項に定める場合その他契約者の信用状態に重大な変化が生じたときとは、当社は、保証金の預け入れを契約継続の条件とすることができるものとし、契約者が預け入れを承諾しない場合には、契約を解除することができるものとします。この場合の保証金の預け入れ等の条件は、第 11 条を適用するものとします。

第 3 章 設備機器等の設置等

第 20 条（設備機器等の設置等）

契約者は、サーバセンタへ設置する設備機器等の費用を負担し、契約者の責任において設置・維持・管理するものとします。

第 21 条（提供ラック）

当社は、契約者に提供するラック提供サービスのラック番号を、利用開始日の前日までに契約者に通知します。

2 当社は、契約者の使用するラック配置を変更する場合があります。変更する場合、契約者に対し、配置変更の 14 日以上前にその日付を通知します。

3 契約者は、ラック提供サービスの利用にあたり、当社の定める「サーバセンタ利用規則」等を遵守するものとします。

第 22 条（設備機器等の接続）

当社は、接続サービス提供のためのケーブルを、利用開始日までに用意します。但し、設備機器等の接続は、契約者が接続作業を行うものとします。

2 当社は、契約者がルータ管理サービスを利用する場合、接続サービス提供のためのケーブルを、利用開始日当日までに用意します。

第 23 条（電力の提供）

当社は、ラック提供における電力を「別紙 3」に定めるとおり提供します。

2 契約者は、利用契約で定める提供電力の値を超えて使用しないようにするものとします。尚、契約者が利用契約で定める提供電力の値を超えた場合は、当社は契約者に対し、別途定める料金等を請求することができるものとします。

第 24 条（設備機器等の撤去）

契約者は、第 6 条 3 項、第 21 条 2 項に定める場合など契約期間中に必要のある場合、又は利用契約が終了した場合、契約者の設備機器等の全部を契約者の責任においてサーバセンタ内から撤去するものとします。尚、当社は、撤去事由発生後 14 日以内に契約者が設備機器等の撤去を行わない場合、設備機器等をラックから撤去し、当社の定める保管場所に移動します。

2 当社は、契約者の要請がある場合、契約者の費用負担を条件に、契約者の設備機器等を契約者へ返送します。

3 当社は、事由の如何を問わず、契約者が利用契約の終了後 30 日以内に、設備機器等を撤去しない場合、当該設備機器等を廃棄、或いは換価処分することができるものとします。この場合、その費用は契約者の負担とします。

4 当社は、本条に定める設備機器等の撤去、移動、移送、廃棄、換価等による契約者の直接、或いは間接の損失、損害等に対して、いかなる責任も負いません。

5 当社は、本条の規定に定める当社の権利を、第三者に行使させることができます。

第 25 条（リモート回線）

契約者は、サーバセンタ内の契約者の設備機器等に接続する為、他の電気通信事業者の提供する回線（以下、「リモート回線」といいます。）を申込む場合、当該リモート回線にかかる手続き、料金を負担するものとします。

2 契約者は、リモート回線の種類により、回線終端装置が必要な場合、設置場所を用意するものとします。

3 契約者が、リモート回線を用意する場合は、回線種類、回線番号及び工事予定日等、サーバセンタ内の工事、立ち会いに必要な情報を、事前に当社に対し申込むものとします。

第 26 条（サーバセンタへの入室）

契約者は、次の号に挙げる事由がある場合に限り、当社に対しサーバセンタへの入室を要請することができるものとします。

(1) 契約者が、設備機器等の搬入、又は搬出をする場合。

(2) 契約者が、設備機器等への物理的作業を実施する場合。

(3) 契約者が、設備機器等の保守上最低限必要な作業を実施する場合。

2 契約者が、前項においてサーバセンタへの入室を要請する場合は、事前に当社が別途定める申込みを行うものとします。

3 契約者は、サーバセンタに入室する場合には、当社の定めるサーバセンタ利用規則等を遵守するものとします。

第 27 条（サーバセンタの環境維持）

契約者は、サーバセンタに発火発煙、異常な発熱、異常な温度、又は湿度の変化、その他サーバセンタの環境に影響を及ぼすいかなる設備機器等も設置しないものとします。

2 当社は、サーバセンタに温度湿度の変化をもたらすおそれのある設備機器等を発見した場合、契約者に対し事前の通知をすることなく、その原因となった設備機器等を契約者へ返送、設置場所を移動、或いは廃棄します。この場合、その費用は契約

者の負担とします。

3 契約者は、自らがサーバセンタ内に設置した設備機器等から発生した当社または第三者の損害に対して、損害賠償の責任を負うものとします。

第 28 条（ルータの監視）

当社は、契約者からの要請に基づき、契約者のルータに対する監視を「別紙 3」に定めるとおり行います。

2 契約者のルータに異常が発見された場合は、当社は所定の方法でその旨を契約者に報告します。

第 29 条（作業要請の受付）

当社は、契約者から要請に基づき、次の各号に限り作業を実施します。ただし、当社の業務上の都合により実施しない場合もあります。

(1) ランプ表示状態確認。

(2) 電源リセット操作。

2 当社は、前項の作業により発生した損害について、いかなる責任も負いません。

第 30 条（設備機器等の運用）

契約者は、設備機器等を契約者の責任において運用するものとします。当社は前条（作業要請の受付）その他別途定めのある場合以外には、契約者の設備機器等に対していかなる作業、操作も行いません。

第 4 章 契約者の義務

第 31 条（契約者の協力義務）

当社は、次の各号の場合、契約者に対し本契約に関する契約者の機器・情報・資料等の提供、及び当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求める場合があります。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 当社が、本契約の遵守状況を調査、確認するため必要な場合。

(2) 契約者の故障予防、又は回復のため必要な場合。

(3) 当社が、技術上必要な場合。

(4) その他、当社が必要と判断した場合。

2 契約者は、本サービスが不正に利用、又は利用されようとしている場合、直ちに当社に通知し、本サービスの不正利用に関する当社の調査に協力するものとします。

第 32 条（ルータ管理サービス契約者の専守条件）

契約者は、ルータ管理サービスの利用にあたり、次の各号の条件を守るものとします。

(1) ルータ機器を貸与、譲渡、その他の処分をしないこと。

(2) ルータ機器を当社の承諾なしに、停止、移動、取り外し、変更、分解、又は損壊をしないこと。

(3) ルータ機器に添付してある証票等を毀損、汚損、隠蔽等をしないこと。

(4) ルータ機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(5) ルータ機器を当社の指定する以外の方法によりネットワークに接続しないこと。

2 契約者が、前項の規定に違反してルータ機器を亡失、又は毀損した場合、当社、又は当社が指定する会社が当該装置を復旧、又は修理し、その費用を契約者が負担するものとします。又、復旧修理が不可能である場合、契約者は、当該装置の購入対価を損害賠償として負担するものとします。

第 33 条（利用責任者）

契約者は、本サービスの利用にあたり、あらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号および電子メールアドレスを当社に書面で届け出るものとします。また、当該利用責任者が交代した場合、若しくは連絡先に変更があった場合は、直ちに当社に書面で通知するものとします。

2 当社は、契約者からの通知なく、連絡が取れない場合によって引き起こされる損害に対して、一切の責任を負いません。

3 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたり、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。

第 34 条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者の連絡先電子メールアドレスに確実に到達するようにし、当社から依頼のあった場合、それに対し遅滞なく応答を行うものとします。

2 当社は、契約者に対し、当社の有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出ることにより、このような電子メールなどの送信を停止させる事ができます。

第 35 条 (必要情報の提供)

契約者は、本サービス利用の為、当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第 36 条 (技術基準の維持)

契約者は、第 61 条(技術的条件)に定める技術的条件を遵守するものとします。

第 37 条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 本人の許可なく、他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
- (3) ドメイン名を、本人が使用する意思なく、第三者に転売又は権利譲渡のみを目的として取得する行為
- (4) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (5) 個人情報その他第三者に関する情報を、偽りその他不正な手段を用い、収集又は取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (6) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為
- (7) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (8) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (9) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり、容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (10) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (11) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
- (12) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
- (13) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (16) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為。
- (17) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (18) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (19) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (20) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為。
- (21) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (22) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (23) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
- (24) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (25) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第 1 項第 16 号および第 17 号については、風営適正化法、又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できた場合、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。但し、その後契約者が、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や、不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 41 条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行う場合があります。

4 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第 41 条(提供停止)に定める措置を行う他に、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求します。

第 38 条（契約者の自己負担）

契約者は、本サービスの利用に関連して、他の契約者、若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は他の契約者、若しくは第三者と紛争を生じた場合、自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑、又は損害を与えないものとします。

第 5 章 提供中止及び提供停止

第 39 条（非常事態時の利用の制限）

当社は、天災、事変等、非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、本サービスを制限する措置をとる場合があります。

第 40 条（提供中止）

当社は、次の各号の場合、本サービスの提供を中止する場合があります。

- (1) 当社の設備の保守上、又は工事等やむをえない場合。
- (2) 当社の設備の故障等やむをえない場合。
- (3) 第 39 条(非常事態時の利用の制限)に基づき、本サービスの利用の制限を行う場合。

2 当社が、前項の規定により、本サービスを中止する場合、契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。尚、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負いません。

第 41 条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかった場合。
- (2) 第 9 条(サービスの提供条件)の規定に違反した場合。
- (3) 第 23 条(電力の提供)により定められた契約電力以上に電力を使用した場合。
- (4) 第 26 条(サーバセンタへの入室)の規定に違反した場合
- (5) 第 27 条(サーバセンタの環境維持)の規定に違反した場合。
- (6) 第 4 章(契約者の義務)に定める契約者の義務に違反した場合
- (7) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接、又は間接的に当社、又は第三者に対し、過大な負荷、又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えた場合。
- (8) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、及び発信者情報の開示に関する法律の申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由がある場合。
- (9) その他、当社が不適切と判断する場合。

2 当社が、前項の規定により、本サービスを中止する場合、契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。尚、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負いません。

第 6 章 料金等

第 42 条（料金等）

本サービスの料金は、「別紙 2」に定める通りとします。

第 43 条（料金等の支払義務）

契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 契約者は、契約者の接続機器等を、サーバセンタに設置し接続を完了する前に、利用契約が終了した場合、当該契約にかかる料金表 第 1 表 基本サービス料金の月額料金の 2 分の 1 に相当する額を支払うものとします。又、当社はその場合、初期料金を返済しません。

3 当社は、第 41 条(提供停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 44 条（料金等の計算方法）

利用料金は、次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した額とします。

- (1) 各サービスの課金開始日が暦月の初日以外の場合、その月の利用日数に月額料金を乗じ、当該月日数で除して得た額を請求します。
- (2) 契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日が暦月の末日以外の場合、その月の利用日数に月額料金を乗じ、当該月日数で除して得た額を請求します。
- (3) 契約者の申込みにより基本サービスの品目、クラス、若しくはオプションサービス内容の変更が行われた場合、(当該変更が当該品目に係る契約についての契約期間を経過する前に行われた場合を除きます。)における当該月の料金の額

は、当該月における当該変更前及び当該変更後の本サービスを提供した期間に相当する額を合計した額とします。この場合、月額料金の額は、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

- (4) 契約者が、最低利用期間を経過する前に基本サービスの品目、又はクラスを変更し、当該変更前基本サービスの月額料金の額が、当該変更後基本サービスの月額料金の額より大きい額である場合、当該変更前基本サービスの月額料金と、当該変更後基本サービスの月額料金の差額を、最低利用期間の残余期間分乗じ、当該変更後基本サービスの月額料金の初回の請求と併せて一括して支払うものとします。

2 1つのサービスにおいて、同時に2つ以上のサービス内容を変更する場合、個別のサービス内容の変更があったものとして変更の料金を算定します。

第45条（料金等の支払方法）

契約者は、料金等を申込時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替又は銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項、又は当社が指定する期日、方法によります。尚、契約者と収納代行会社、金融機関等の中で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決し、当社は責任を負いません。

第46条（違約金）

当社は、契約者の責に帰すべき事由により、第8条（契約の種別及び最低利用期間）に定める契約期間が経過する以前に利用契約の解除をした場合、当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に相当する料金の全額を、請求できるものとします。また、契約者は、当社から請求があった場合は、速やかに支払うものとします。

第47条（割増金）

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第48条（延滞利息金）

当社は、契約者から、料金、又はその他の債務について支払い期日を経過しても支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第49条（割増金等の支払方法）

契約者は、第47条（割増金）及び第48条（延滞利息金）の支払いについて、当社が指定する方法により支払うものとします。

第50条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税を賦課し、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第51条（端数処理）

当社は、料金、又はその他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第52条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第7章 損害賠償

第53条（責任の制限）

当社は、当社の責任に帰すべき理由により、本サービスが提供不可となった場合、本サービスが提供不可と当社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上、提供不可だった場合に限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、契約者からの請求により、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から、当社が当該サービスの提供可能と確認した時刻までの時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に、当該サービス料金の30分の1を乗じて得た額を契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。但し、契約者が当該請求を知りうることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかった場合、契約者はその権利を失うものとします。

第 54 条（免責）

前条（責任の制限）の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接、或いは間接の損害について、前条（責任の制限）の責任以外は、法律上の責任並びに明示、又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。但し、当社に故意、又は重大な過失があった場合、本条は適用しません。

第 8 章 雑則

第 55 条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合、東京簡易裁判所、又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 56 条（守秘義務）

契約者及び当社は、本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上、又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示、又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する場合、この限りではありません。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
- (2) 知り得た後、自己の責任によらず、公知・公用となっている場合。
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
- (4) 自ら独自に開発した場合。
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
- (6) 法令、又は権限のある公的機関の要請により開示、又は提供が求められた場合。
- (7) 契約者に対し本利用規約に基づく義務の履行を請求する場合。
- (8) サービスに起因して紛争、又は損害賠償請求が発生した場合。
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合。

第 57 条（契約者情報の保護）

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上、又はその他の業務上の情報（以下「契約者情報」といいます。）を、当社が別途定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的の他、契約者に同意を得た範囲内でのみ利用します。

2 当社は、契約者情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護します。

3 当社は、契約者情報を、本利用規約に明示された場合、又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しません。

第 58 条（第三者への委託）

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部、又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者の情報を開示します。

第 59 条（残存条項）

第 56 条（守秘義務）については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第 60 条（準拠法）

本利用規約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

第 61 条（技術的条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、別表のとおりとします。

第 62 条（インターネットゲートウェイサービス、セキュリティ監視サービス、DDoS 対策サービス）

インターネットゲートウェイサービス、セキュリティ監視サービス、および DDoS 対策サービス（以下、「セキュリティ関連オプションサービス」といいます。）で提供する機能は、別紙 1 サービス種類と品目の通りとします。

2 セキュリティ関連オプションサービスで提供する設備は、共用設備となりますので、他の契約者も利用します。

3 セキュリティ関連オプションサービスは、契約者もしくは当社が指定するポリシー内容に基づいて設定を行い提供します。契約者もしくは当社の指定したポリシー内容によって、契約者のサーバ上で動作するサービスへの接続に不具合が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

4 セキュリティ関連オプションサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1)本サービスの設備に全く故障が発生しないこと。
- (2)すべての侵入、攻撃を検知すること。
- (3)不正アクセスが全く発生しないこと。

5セキュリティ関連オプションサービス利用のための契約者の設計のコンサルティング、またはシステムインテグレーションは別途とします。

6 契約者は、セキュリティ関連オプションサービスで提供される監視結果に記載される情報が、完全であること、契約者の設備の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。監視結果を基に契約者が契約者の設備の改善や機器の購入等を行う場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

7 契約者が、セキュリティ関連オプションサービスを利用中に、通信環境を変更しようとする場合には、事前に当社に対し連絡するものとします。また通信環境の変更によるサービスの中断、停止に当社は責任を負わないものとします。

8セキュリティ関連オプションサービスは契約者を保護するために常に通信を監視するサービスであり、通信速度の低下等が発生する可能性があることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。

付則

この利用規約は、2017年5月25日から実施します。

別紙 1 サービス種類と品目

1. 基本サービス

次の種類のサービスを基本サービスとして提供します。

(1) 接続サービス

サーバセンタ内に設置される契約者のルータと、サーバセンタ内の当社のルータを接続して、インターネット接続、又はVPN接続(Master'sONE 構内接続サービス)を提供するサービスであり、次の品目、クラスがあります。

区分	品目	クラス	内 容
インターネット 接続	エコノミー	クラス 1	契約者のルータ1台を当社のルータに接続し、384 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
		クラス 2	契約者のルータ1台を当社のルータに接続し、768 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
		クラス 3	契約者のルータ1台を当社のルータに接続し、1.5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	スタンダード	クラス 1	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 600 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
		クラス 2	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 800 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
		クラス 3	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
		クラス 4	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 1.2 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
		クラス 5	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 1.4 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
		クラス 6	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 1.6 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	コアライン	6M	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 6 メガビット/秒の符号伝送が可能なものかつ、契約者のルータから当社のルータへの送信について 2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
		9M	契約者のルータ1台を当社のルータに 10BASE-T の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 9 メガビット/秒の符号伝送が可能なものかつ、契約者のルータから当社のルータへの送信について 2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
		12M	契約者のルータ1台を当社のルータに 100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 12メガビット/秒の符号伝送が可能なものかつ、契約者のルータから当社のルータへの送信について 2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
15M		契約者のルータ1台を当社のルータに 100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について 15メガビット/秒の符号伝送が可能なものかつ、契約者のルータから当社のルータへの送信について 2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
エンタープライズ	10M	契約者のルータ 1 台、若しくは 2 台を 100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、10 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	20M	契約者のルータ 1 台、若しくは 2 台を 100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、20 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	30M	契約者のルータ 1 台、若しくは 2 台を 100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、30 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	

40M		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
50M		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
60M		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
70M		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
80M		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
90M		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100M (Half)		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Half Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、100メガビット/秒のFast Ethernetにより符号伝送が可能なもの
100M		契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)、若しくは1000BASE-SX、1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
200M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
300M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
400M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
500M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
600M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、600メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
700M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、700メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
800M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、800メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
900M		契約者のルータ2台を1000BASE-SX、若しくは1000BASE-LXの仕様で当社のルータに接続し、900メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1G		契約者のルータ2台を1000BASE-SXの仕様で当社のルータに接続し、1ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
シェアード	ベーシック	契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、最大100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの（契約者ルータと当社ルータ間の接続は、他の契約者との共用になります。）
	ライトプラス	契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について最大100メガビット/秒の符号伝送が可能なものかつ、契約者のルータから当社のルータへの送信について最大50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの（契約者ルータと当社ルータ間の接続は、他の契約者との共用になります。）

		ライト	契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、当社のルータから契約者のルータへの送信について最大100メガビット/秒の符号伝送が可能なものかつ、契約者のルータから当社のルータへの送信について最大10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの（契約者ルータと当社ルータ間の接続は、他の契約者との共用になります。）
		セキュリティ監視	契約者のルータ1台、若しくは2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、最大100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの（契約者ルータと当社ルータ間の接続は、他の契約者との共用になります。）オプションサービス「セキュリティ監視サービス」の「共用FW」を申込時のみ提供
VPN 接続	Master'sONE (IP-VPN、又は Ether-VPN) 構内接続サービス	10M	契約者のルータ1台、又は2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
		100M	契約者のルータ1台、又は2台を100BASE-TX(Full Duplex)の仕様で当社のルータに接続し、100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

※エコノミー／エンタープライズ「100M(Half)」は、新規販売を中止しています。

※サーバセンタによって、接続サービスの提供品目やクラスが異なります。

※接続サービスごとに使用する IP アドレスは、契約者が接続する利用端末数等を当社への申込時に申請することにより当社から提供します。また、接続サービスに DC 内接続サービスのみを契約される場合、当社からの IP アドレスの払い出しはありません。

※シェアード(ベーシック／ライトプラス／ライト/セキュリティ監視)については、契約者の通信状況によっては接続制限を行う場合があります。

※Master'sONE(IP-VPN、又は Ether-VPN)の構内接続サービスの利用には、別途「Master'sONE」の契約が必要です。

(2) ラック提供サービス

契約者のルータ、サーバ等の機器設置の為、供給電力、空調等のサービスと併に必要なラックを提供するサービスであり、次の品目があります。

品 目	内 容
1/2 ラック	19 インチラック 1/2 架
1/4 ラック	19 インチラック 1/4 架
2/4 ラック	19 インチラック 2/4 架
3/4 ラック	19 インチラック 3/4 架
1 ラック	19 インチラック 1 架

2. オプションサービス

次の種類のサービスをオプションサービスとして提供します。

(1) ルータ管理サービス

サーバセンタ内の当社のルータと接続する、サーバセンタ内に設置された、契約者のルータを当社にて準備し、ルータの設置、設定、運用管理を行うサービスであり、次の品目があります。

品目	内容
Aタイプ	基本サービスの「接続サービス」にて、品目「エコノミー」の環境に適したルータをルータ機能として使用するサービス
Bタイプ	基本サービスの「接続サービス」にて、品目「スタンダード」、「コアライン」の環境に適したルータをルータ機能として使用するサービス
Cタイプ	基本サービスの「接続サービス」にて、品目「エンタープライズ」、「シェアード」環境に適したルータをルータ機能として使用するサービス
コールドスタンバイ	品目「Aタイプ」、「Bタイプ」、「Cタイプ」のバックアップ用に予備機を提供するサービス

※Aタイプは、新規販売を中止しています。

(2) IP アドレスレンタル

当社名義のIPアドレスをレンタルするサービスであり、次の項目があります。

品目	内容
5 個	当社名義のIPアドレスを5個払い出しレンタルするサービス
13 個	当社名義のIPアドレスを13個払い出しレンタルするサービス
29 個	当社名義のIPアドレスを29個払い出しレンタルするサービス
61 個	当社名義のIPアドレスを61個払い出しレンタルするサービス
125 個	当社名義のIPアドレスを125個払い出しレンタルするサービス
253 個	当社名義のIPアドレスを253個払い出しレンタルするサービス

※IPアドレスレンタルは、新規販売を中止しています。

(3) ルータレンタル

品目	内容
エコノミーサービス契約	品目「エコノミー」の環境に適したルータをルータ機能として使用するサービス
スタンダードサービス契約	品目「スタンダード」の環境に適したルータをルータ機能として使用するサービス

※ルータレンタルは、新規販売を中止しています。

(4) ラック提供サービス関連作業

ラック提供サービスに関連する各種オプションサービスであり、次の項目があります。

品目	内容
Ping 監視作業	契約者の契約ラック内に設置されたサーバのOSを監視するサービス
バックアップメディア交換作業	契約者が用意したDAT等、バックアップメディアの交換を行うサービス
リモート回線工事	契約者の契約ラック内に通信事業者の各種回線を敷設する際、サーバセンタ受付担当者により回線工事の立会いを行うサービス

※Ping監視作業は、新規販売を中止しています。

(5) インターネットゲートウェイサービス

品目	内容
FW 機能	<p>インターネット接続に関する契約者の任意の接続ポリシーを最大 30 ポリシーまで設定することが可能なサービス。但し、契約者から特に指定が無い場合は、インターネット接続に関する通信の許可および拒否を次のとおり設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TCP ポートおよび UDP ポートの内部から外部への通信許可 ・ TCP ポートおよび UDP ポートの外部から内部への通信拒否 ・ ICMP の外部から内部への通信許可 ・ 上記以外の設定は行わない

※インターネットゲートウェイサービスは、新規販売を中止しています。

※インターネットゲートウェイサービスは、基本サービスの「接続サービス」のうち、品目「シェアード」の契約者に、インターネット接続時のセキュリティー機能(ファイアウォール)を提供するサービスです。

(6) セキュリティ監視サービス

区分	品目	クラス	内容
FW ※1	共用型	共用 FW	共用型の FW 機器を用いて FW 機能を提供します。別途、インターネット接続サービス「シェアード セキュリティ監視」の契約が必要となります。また、サービス標準で 10 ポリシーまでの登録が可能となります。
		共用 FW ポリシー追加	共用 FW のポリシーを追加します。10 ポリシーを超える場合、5 ポリシー単位の追加ができます。
	専用型	専用 FW	専用型の FW 機器を用いて FW 機能を提供します。別途、インターネット接続サービス「エンタープライズ」の契約が必要となります。
IDS/IPS	共用型	IDS/IPS ブロンズ	サービス共用機器を用いて、サブネットマスク/27 以下のサーバー IP アドレスに対し、IDS/IPS 機能の提供、およびメールによるセキュリティアラート通知を行います。
		IDS/IPS シルバー	サービス共用機器を用いて、サブネットマスク/27 以下のサーバー IP アドレスに対し、IDS/IPS 機能、メール/電話によるセキュリティアラート通知、および月次レポートを提供します。
	専用型	IDS/IPS ゴールド	サービスで規定する専用機器を用いた IDS/IPS 機能、メール/電話によるセキュリティアラート通知、および月次レポートを提供します。
		IDS/IPS プラチナ	利用者要件に合わせた専用機器を用いた IDS/IPS 機能、メール/電話によるセキュリティアラート通知、および月次レポートを提供します。
WAF	共用型	WAF ブロンズ	サービス共用機器を用いた WAF 機能、およびメールによるセキュリティアラート通知を行います。
		WAF シルバー	サービス共用機器を用いた WAF 機能、メール/電話によるセキュリティアラート通知、および月次レポートを提供します。
	専用型	WAF ゴールド	サービスで規定する専用機器を用いた WAF 機能、メール/電話によるセキュリティアラート通知、および月次レポートを提供します。
		WAF プラチナ	利用者要件に合わせた専用機器を用いた WAF 機能、メール/電話によるセキュリティアラート通知、および月次レポートを提供します。

DDoS 対策	共用型	共用帯域型	お客さまに払い出したグローバルアドレス、および区間アドレスに対し、当社の設置する DDoS 対策装置の設定値を超えたトラフィックを DDoS として検知し、そのトラフィックに対して、緩和装置にて“緩和設定”に従い、攻撃トラフィックを排除し、メール通知します。 また、検知装置で検知したトラフィックについて月次レポートとして通知します。
---------	-----	-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ セキュリティ監視サービスは、東京第 7 サーバセンタ、東京第 8 サーバセンタでのみ提供します。

※ セキュリティ監視サービスは、IPv4 対応のみとなります。

※ 提供する機能、提供可能な組み合わせ、制限事項等は、別途定める仕様書に基づきます。

※ セキュリティ監視サービスは、必ずデータセンタ内接続サービスを利用して提供します。

※1 FW 群(共用 FW、専用 FW いずれか)は申込の必須条件となります。

(7) データセンタ内接続サービス

品目	概要	クラス	内容
L2 接続	DC 内接続サービスの提供を行うデータセンタにおいて、契約者装置、或は契約サービス間を、同一のイーサネットセグメント上に構築します。	1G 専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、1000Base-T で接続します。(オートネゴシエーション) DC 内接続サービスポートは契約者専用となります。
		100M 専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、100Base-TX で接続します。(全二重固定、またはオートネゴシエーション)DC 内接続サービスポートは契約者専用となります。
L3 接続	DC 内接続サービスの提供を行うデータセンタにおいて、契約者装置、或は契約サービス間を、レイヤ 3 で相互接続します。	1G 専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、1000Base-T で接続します。(オートネゴシエーション) DC 内接続サービスポートは契約者専用となります。
		100M 専用タイプ	契約者装置、或は契約サービス装置間を、100Base-TX で接続します。(全二重固定、またはオートネゴシエーション)DC 内接続サービスポートは契約者専用となります。

※DC 内接続サービスの利用には、別途「NTTPC バーチャルデータセンタ(vDC)利用規約[DC 内接続サービス]」の契約が必要です。(サーバセンタによって、申込を受けることができない場合があります。)

※DC 内接続サービスは、「NTTPC バーチャルデータセンタ(vDC)利用規約[DC 内接続サービス版]」に準じて提供します。

※DC 内接続サービスを利用する場合、「IEEE802.1q タグ VLAN」に準拠した装置が別途必要です。VLAN フレーム(IEEE 802.1Q)タグに対応しています。尚、お客さま独自でご利用可能な VLAN タグは”1 段まで”となります。

(8) DDoS 対策サービス

品目	概要	クラス	内容
専用帯域型	お客さまに払い出したグローバルアドレス、および区間アドレスに対し、当社の設置する DDoS 対策装置の設定値を超えたトラフィックを DDoS として検知し、そのトラフィックに対して、緩和装置にて“緩和設定”に従い、攻撃トラフィックを排除し、メール通知します。 また、検知装置で検知したトラフィックについて月次レポートとして通知します。	100M	別途、インターネット接続サービス「エンタープライズ」「10M～100M」のうち、いずれかの契約が必要となります。
		1G	別途、インターネット接続サービス「エンタープライズ」「200M～1G」のうち、いずれかの契約が必要となります。
		1G 超	別途、インターネット接続サービス「エンタープライズ」の 1G を超える帯域での契約が必要となります。
共用帯域型		共用型	別途、インターネット接続サービス「シェアード」のベーシック、ライトプラス、ライトのうち、いずれかの契約が必要となります

※提供する機能、提供可能な組み合わせ、制限事項等は、別途定める仕様書に基づきます。

別紙 2 料金表

料金表には第 50 条に定める、消費税及び地方消費税相当額を含む総額を表示します。料金は、本体価格と消費税の合計金額を表示しておりますが、消費税の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。

第 1 表 基本サービス料金

(1) 接続サービス

区分	品 目	クラス	初期 料金	月額料金			日割料金
				1 年	2 年	3 年	
				通常契約	長期契約	長期契約	短期契約
インターネット 接続	エコノミー	クラス 1	個別 見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
		クラス 2					
		クラス 3					
	スタンダード	クラス 1	個別 見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
		クラス 2					
		クラス 3					
		クラス 4					
		クラス 5					
		クラス 6					
	コアライン	6M	個別 見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
		9M					
		12M					
		15M					
	エンタープライズ	10M	個別 見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積
		20M					
		30M					
		40M					
		50M					
		60M					
		70M					
		80M					
		90M					
		100M (Half)					
		100M					
		200M					
		300M					
		400M					
500M							
600M							
700M							
800M							
900M							
1G							
シェアード	ベーシック	個別 見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積	
	ライトプラス						
	ライト						
	セキュリティ監視						
VPN 接続	Master'sONE (IP-VPN、又は Ether-VPN)	10M	Master'sONE 利用規約 別表 1 (Master'sONE 料金表) に準 じる				
		100M					

※エコノミー/エンタープライズ「100M(Half)」は、新規販売を中止しています。

(2) ラック提供サービス

品 目	初期料金	月額料金
1/2 ラック	個別見積	個別見積
1/4 ラック	個別見積	個別見積
2/4 ラック		個別見積
3/4 ラック		個別見積
1 ラック	個別見積	個別見積

※サーバセンタによって、提供可能なラック品目が異なる場合があります。

※ラック提供サービスの料金は、は、別紙 2 技術要件(8)ラック提供電力に基づく提供電力によって異なります。

※サーバセンタやラック品目によって、提供可能な提供電力は異なります。

第2表 オプションサービス料金

(1) ルータ管理サービス

品目	初期料金	月額料金	
		通常1年契約	
		コールドスタンバイなし	コールドスタンバイあり
Aタイプ	個別見積	個別見積	個別見積
Bタイプ	個別見積	個別見積	個別見積
Cタイプ	個別見積	個別見積	個別見積

※Aタイプは新規販売を中止しています。

※上記ルータは、IPv4対応となります。

(2) IPアドレスレンタル料金

IPアドレス数	月額料金
5個	3,000円(税込 3,240円)
13個	6,000円(税込 6,480円)
29個	12,000円(税込 12,960円)
61個	24,000円(税込 25,920円)
125個	48,000円(税込 51,840円)
253個	96,000円(税込 103,680円)

※本サービスは、新規販売を中止しています。

(3) ルータレンタル料金

適用	月額料金
エコノミーサービス契約の場合	30,000円(税込 32,400円)
スタンダードサービス契約の場合	50,000円(税込 54,000円)

※本サービスは新規販売を中止しています。

(4) ラック提供サービス関連作業に伴う料金

品目		単位	初期料金	月額料金
Ping監視作業	ノード(UNIX系OS)		—	3,000円 (税込 3,240円)
	ノード(その他OS)		—	7,000円 (税込 7,560円)
バックアップメディア交換作業		ノード	—	20,000円 (税込 21,600円)
リモート回線引き込み		1回線ごと	25,000円 (税込 27,000円)	—
ラック間配線	同一フロア内(UTP)	1回線ごと	個別見積	個別見積
	同一フロア内(光ケーブル)		個別見積	個別見積
	フロア間		個別見積	個別見積
電源回路追加	100V回路	1回路ごと	40,000円 (税込 43,200円)	30,000円 (税込 32,400円)
	200V回路		50,000円 (税込 54,000円)	60,000円 (税込 64,800円)
ポート増設		6ポートごと	個別見積	—
ラック内フレーム調整		回/ラックごと	個別見積	—
ラック内棚板取り付け手数料		1枚ごと	個別見積	—

※Ping監視作業は、新規販売を中止しています。

※サーバセンタやフロアの場合によって、提供できない場合があります。

(5) インターネットゲートウェイサービス

品目	適用	単位	初期料金	月額料金
FW機能	—	1回線ごと	5,000円 (税込 5,400円)	2,000円 (税込 2,160円)

※基本サービスの「接続サービス」のうち、品目「シェアード」にのみ提供します。

※月額料金(税込)に含まれるポリシー設定変更作業の対応時間は、当社営業日(土日祝日、当社創立記念日、及び年末年始期間を除く。)の9時~17時です。

※インターネットゲートウェイサービスは、IPv4 対応のみとなります。

(6) セキュリティ監視サービス

区分	品目	クラス	単位	初期料金	月額料金
FW	共用型	共用 FW	1 申込ごと 10 ポリシーまで	個別見積	個別見積
		共用 FW ポリシー追加	追加 5 ポリシーごと	個別見積	個別見積
	専用型	専用 FW	1 申込ごと	個別見積	個別見積
IDS/IPS	共用型	IDS/IPS ブロンズ	1 申込ごと 監視対象ネットワークアドレス/27 まで	個別見積	個別見積
		IDS/IPS シルバー	1 申込ごと 監視対象ネットワークアドレス/27 まで	個別見積	個別見積
	専用型	IDS/IPS ゴールド	1 専用機器ごと	個別見積	個別見積
		IDS/IPS プラチナ	1 専用機器ごと	個別見積	個別見積
WAF	共用型	WAF ブロンズ	1FQDN ごと	個別見積	個別見積
		WAF シルバー	1FQDN ごと	個別見積	個別見積
	専用型	WAF ゴールド	1 専用機器ごと	個別見積	個別見積
		WAF プラチナ	1 専用機器ごと	個別見積	個別見積
DDoS 対策	共用型	共用型	1 申込ごと	個別見積	個別見積

※ セキュリティ監視サービスは、東京第 7 サーバセンタおよび東京第 8 サーバセンタでのみ提供します。

※ セキュリティ監視サービスは、IPv4 対応のみとなります。

※ 提供する機能、提供可能な組み合わせ、制限事項等は、別途定める仕様書に基づきます。

※ セキュリティ監視サービスは、必ずデータセンタ内接続サービスを利用して提供します。

(7) データセンタ内接続サービス

品目	クラス	単位	初期料金	月額料金
DC 内 接続サービス	100M	1 接続ごと	個別見積	個別見積
	1G	1 接続ごと	個別見積	個別見積

(8) DDoS 対策サービス

品目	クラス	単位	初期料金	月額料金
DDoS 対策サービス	100M	1 接続ごと	個別見積	個別見積
	1G	1 接続ごと	個別見積	個別見積
	1G 超	1 接続ごと	個別見積	個別見積
	共用帯域型	1 接続ごと	個別見積	個別見積

第3表 その他の料金

(1) IP アドレス申込みに伴う料金

品 目	適用接続サービス	単 位	料金額
IP アドレス申込み手数料(IPv4)	エコノミー スタンダード コアライン エンタープライズ シェアード	申請毎	15,000 円 (税込 16,200 円)
IP アドレス申込み手数料(IPv6)	シェアード※1 エンタープライズ	申請毎	15,000 円 (税込 16,200 円)

※サーバセンタによって、提供可能な IP アドレスの種別が異なる場合があります。

※1 シェアード セキュリティ監視は IPv6 に対応していません。

(2) その他の申込み等に伴う料金

適 用	単 位	料金額
サービス品目、クラス変更	1 申込ごと	25,000 円 (税込 27,000 円)
ネットワークへの IP アドレス追加、削除(IPv4)	1 作業ごと	
ネットワークへの IP アドレス追加、削除(IPv6)	1 作業ごと	
提供ラックの移動	1 申込ごと	

別紙 3 技術的条件

(1) 責任の分界点

当社が管理するルータ、又は集線装置と契約者の設置するルータは、シリアルケーブル、又は 10BASE-T ケーブル、100BASE-TX ケーブル、1000BASE-LX、或いは 1000BASE-SX で接続し、責任分界点は、契約者のルータとこれらのケーブルの接続点とします。

但し、契約者がルータ管理サービスを申込み場合、責任分界点は、当社が用意するルータとこれに接続するため、契約者が用意するケーブルとの接続点とします。

(2) Ping 監視

当社は、契約者のルータがネットワークにおいて正常に動作していることを確認する為、ネットワークを経由して Ping コマンドを実施します。その結果、ICMP のエコーリプライを受け取ることができない場合、契約者の設備に異常ありと判断します。

※IP アドレス (IPv6) での接続の場合、ICMP の監視は行いません。

(3) ルーティング方式 (IPv4)

インターネット接続にあたっての IP パケット方式のルーティングは、スタティックルーティングのみとします。IP-VPN、又は Ether-VPN 接続にあたっての IP パケット方式のルーティングは、Master's ONE サービス仕様書に基づくものとします。

当社の承認なくルーティング方式を変えることはできません。

(4) ルーティング方式 (IPv6)

インターネット接続にあたっての IP パケット方式のルーティングは、スタティックルーティング、又は BGP+4 とします。IP-VPN、又は Ether-VPN 接続にあたっての IP パケット方式のルーティングは、Master's ONE サービス仕様書に基づくものとします。

当社の承認なくルーティング方式を変えることはできません。

接続サービス	エンタープライズ	シェアード
ルーティング方式	Static / BGP4+	Static のみ

(5) IP アドレス (IPv4・IPv6)

インターネット接続にあたっては、契約者は公式登録された IP アドレスを取得している必要があります。IP アドレスレンタル時は当社からこれを貸し出します。VPN 接続にあたっての利用 IP アドレスについては、Master's ONE サービス仕様書に基づきます。IPv6 アドレスを利用する場合、契約者の機器が予め IPv4/IPv6 デュアルスタック方式に対応している必要があります。

(6) インタフェース条件

品目	電氣的条件	論理的条件	接続コネクタ	伝送速度 (bps)
エコノミー	ITU-T 勧告 V.35 準拠	ITU-T 勧告 V.24 準拠	ISO 標準 2593 34 ピン コネクタ	384k, 768k 1.5M
スタンダード	IEEE 802.3 10Base-T 準拠		ISO 標準 8877	10M
コアライン	IEEE 802.3 10Base-T 準拠 IEEE 802.3u 100Base-T (TX) 準拠		8 ピンモジュラ ジャック (RJ-45)	10M 100M
エンタープライズ	IEEE 802.3 10Base-T 準拠			10M
	IEEE 802.3u 100Base-T (TX) 準拠			100M
	IEEE 802.3z 1000Base-SX 準拠 IEEE 802.3z 1000Base-LX 準拠		SC コネクタ LC コネクタ	1G
シェアード	IEEE 802.3u 100Base-T (TX) 準拠		ISO 標準 8877 8 ピンモジュラ ジャック (RJ-45)	100M
Master's ONE (IP-VPN、又は Ether-VPN) 構内接続サービス	IEEE 802.3 10Base-T 準拠		ISO 標準 8877 8 ピンモジュラ	10M
	IEEE 802.3u 100Base-T (TX) 準拠		ジャック (RJ-45)	100M

(7) 区間 IP アドレスの使用

当社が管理するルータ、又は集線装置と、契約者の設置するルータの接続点に用いる IP アドレスを区間 IP アドレスと呼びます。契約者は契約期間中に限り、この IP アドレスを、本サービスにおいて使用することができます。

(8) ラック提供電力

区 分	数 量
供給電力	0.5kVA～8kVA を1ラックにて共用
電 源	1 ラック毎に AC100V を 1～3 回路

※サーバセンタによって、ラック提供電力の供給電力内容や電源回路数が異なります。

※ラック提供サービスのラック品目によっては、電源を他の契約者と共有いただく場合があります。